

福祉医療費助成制度について



9月1日から福祉医療費の受給資格証が変わります。

所得制限がありますので、現在資格のある方と、停止中の方の資格の見直しを行います。福祉医療費受給資格のある方には、新たに受給資格証（藤色）を送付します。医療機関などで受診されるときは、健康保険証と合わせて窓口で提示してください。

受給資格条件に該当する方で、受給資格認定申請をしていない方は申請をしてください。

★ 心身障害者医療

【対象者】

次の①から④のいずれかに該当する方で、本人および扶養義務者等の所得が制限額表の額以内の方

- ① 身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級のいずれかをお持ちの方
- ② 療育手帳 A または B をお持ちの方
- ③ 身体障害者手帳 4 級と療育手帳 B (中度) の両方をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

【助成対象医療費】

- ・ 償還払い (注 1)

- ・ 医療保険各法による自己負担相当額 (注 2)
- ただし、65 歳以上重度の方は老人保健法の規定による一部負担相当額
- ・ 入院時の食事療養に係る標準負担額は、市民税非課税世帯で減額認定証を交付されている場合のみ助成
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、入院以外の医療費

【手続きに必要な書類】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑 (スタンプ印不可)

- ・ 預金通帳 (郵便局は除く)
- ※ 老人保健該当の方は老人保健法医療受給者証も合わせてお持ちください。

心身障害者医療費所得制限額表(万円)

扶養の人数	本人の所得額	配偶者および扶養義務者の所得額
0 人	360.4	628.7
1 人	398.4	653.6
2 人	436.4	674.9
3 人	474.4	696.2
4 人	512.4	717.5
5 人	550.4	738.8

★ 一人親家庭等医療

【対象者】

次の①から③のいずれかに該当する方で、本人および扶養義務者等の所得が制限額表の額以内の方

- ① 母子家庭で養育されている 18 歳未満児 (注 3) とその母
- ② 父子家庭で養育されている 18 歳未満児とその父
- ③ 父母のいない 18 歳未満児とその養育者

【助成対象医療費】

- ・ 償還払い (注 1)
- ・ 医療保険各法による自己負担相当額 (注 2)
- ・ 入院時の食事療養に係る標準負担額は、市民税非課税世帯で減額認定証を交付されている場合のみ助成

【手続きに必要な書類】

- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑 (スタンプ印不可)
- ・ 預金通帳 (郵便局は除く)
- ・ 児童扶養手当証書または遺族年金証書もしくは児童および養育者の戸籍謄本

の戸籍謄本

一人親家庭等医療費所得制限額表(万円)

扶養の人数	本人の所得額	児童等の扶養者、配偶者および扶養義務者の所得額
0 人	192.0	236.0
1 人	230.0	274.0
2 人	268.0	312.0
3 人	306.0	350.0
4 人	344.0	388.0
5 人	382.0	426.0

★ 乳幼児医療

【対象者】

就学前乳幼児 (満 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児) で保護者の所得が制限額表の額以内の方

【助成対象医療費】

- ・ 償還払い (注 1)
- ・ 医療保険各法による自己負担相当額 (注 2)
- ・ 入院時の食事療養に係る標準負担額は、市民税非課税世帯で減額認定証を交付されている場合のみ助成

【手続きに必要な書類】

- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑 (スタンプ印不可)
- ・ 預金通帳 (郵便局は除く)

※ 4 歳以上乳幼児については従来の受給資格認定 (更新) を行わないため、受給資格証を交付しません。

入院された場合は、その都度、

領収書を添えて申請してください。申請の際に受給資格の判定を行います。

乳幼児医療費所得制限額表(万円)

扶養の人数	保護者の所得額
0 人	532.0
1 人	570.0
2 人	608.0
3 人	646.0
4 人	684.0
5 人	722.0

(注 1) 「償還払い」とは、医療機関等窓口では一旦お支払いいただき、後で助成させていただく方式のことです。

(注 2) 助成金額は、保険適用となる窓口負担額から、高額療養費、公費負担金、付加給付金を除いた額となります。

(注 3) 「18 歳未満児」とは満 18 歳に達する日 (誕生日の前日が到達日) 以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童のことです。

の部分とは本年度から対象範囲が拡大されます。

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎ 22-9660